

## 補助金に関するQ & A

| 分類  | No.    | 質問項目   |
|-----|--------|--|
| 認定  | No. 1  | 認定地域クラブ活動とは何ですか？   |
|     | No. 2  | どのような団体が認定を受けることができますか？  |
|     | No. 3  | 他の自治体の中学生が所属している団体は申請できますか？<br>また、小学生や高校生と一緒に活動している団体も申請できますか？ |
|     | No. 4  | 5人未満でも認定は受けられますか？  |
|     | No. 5  | これから設立を予定していますが、申請は可能ですか？                                      |
|     | No. 6  | スポーツ協会や文化団体協議会等の団体に所属することを条件としている理由は？                          |
|     | No. 7  | 「可能な限り低廉な参加費」とは？   |
|     | No. 8  | 「複数の役員」とありますが、指導者1名のみで様々な役職を兼ねて運営している場合は対象外となりますか？             |
|     | No. 9  | 規約（会則）等を整備していない団体でも申請できますか？                                    |
|     | No. 10 | 市が主催する指導者研修はいつ頃を予定していますか？                                      |
|     | No. 11 | 認定地域クラブ活動の活動時間の考え方を教えてください。                                    |
|     | No. 12 | スポーツ安全保険等について、個人の保険等でも問題ありませんか？                                |
| 申請  | No. 13 | 電子申請以外でも申請できますか？   |
| 補助金 | No. 14 | この補助金の趣旨は何ですか？   |
|     | No. 15 | 補助金の概算払いは可能でしょうか？  |
|     | No. 16 | この補助金の受付は先着順ですか？   |
|     | No. 17 | 日々の活動について、記録する必要がありますか？  |
|     | No. 18 | 小学生や高校生等も一緒に活動している場合、中学生分として補助対象経費を区分する必要がありますか？               |
|     | No. 19 | 実績報告の際に、事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料が必要になっていますが、どのような理由でしょうか？         |
|     | No. 20 | 実績報告の際に、補助対象経費の内容を明らかにした領収書等が必要になっていますが、どのような要件を満たしていればよいですか？  |
| 制度  | No. 21 | 令和9年度も認定制度・補助制度は継続されますか？                                       |

## 補助金に関するQ & A

### 【認定制度について】

|       |   |  |
|-------|---|--|
| No. 1 | Q | 認定地域クラブ活動とは何ですか？   |
|       | A | 国（スポーツ庁・文化庁）の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、中学校部活動の受け皿として地域で運営されるスポーツ・文化芸術活動のことです。   |
| No. 2 | Q | どのような団体が認定を受けることができますか？  |
|       | A | 中学生を主な対象とし、希望に応じて加入できるスポーツ・文化芸術活動を行う団体です。苫小牧市認定地域クラブ活動に関する要綱第2条に定められた要件を満たす団体が対象となり、特定の種目等に限定するものではありません。                          |
| No. 3 | Q | 他の自治体の中学生が所属している団体は申請できますか？<br>また、小学生や高校生と一緒に活動している団体も申請できますか？   |
|       | A | 他の自治体の中学生が所属していても、市内を活動拠点として、市内の中学生が5人以上在籍していれば、申請は可能です。また、小学生や高校生と一緒に活動を行っている団体であっても、中学生を対象とした大会の開催や発表の機会等が提供されている活動であれば、申請は可能です。 |
| No. 4 | Q | 5人未満でも認定は受けられますか？  |
|       | A | 申請時に5人いなくても、年間の活動を通じて市内の中学生5人以上の参加が見込まれるのであれば申請は可能です。<br>ただし、補助金の算定にあたっては、市内の中学生が5人以上参加した活動日数に応じての補助となります。                         |
| No. 5 | Q | これから設立を予定していますが、申請は可能ですか？  |
|       | A | 令和8年度中に設立する予定であれば、申請は可能です。<br>設立予定の内容で申請書類等を作成していただいて差し支えありません。  |

【認定制度について】

|       |   |  |
|-------|---|--|
| No. 6 | Q | スポーツ協会や文化団体協議会等の団体に所属することを条件としている理由は？  |
|       | A | 中学生を主な対象とした活動において、活動の健全性や適切な指導環境の確保という観点も含め、組織として適切な管理・運営および活動の質の確保を図るため、スポーツ協会や文化団体協議会等への所属を条件としています。   |
| No. 7 | Q | 「可能な限り低廉な参加費」とは？   |
|       | A | <p>国（スポーツ庁・文化庁）においては、「休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。」としています。</p> <p>各クラブの会費については、種目の特性や活動回数、内容によって異なりますので、会費の上限設定はありませんが、活動に必要な会費として設定したうえで、本補助金を含む1年間の収入と支出がおおむね同額程度となることが基準と考えています。</p> <p>収入が活動に必要な額を超過している場合は、参加費設定の理由を確認したうえで、補助金交付の可否を判断させていただく場合があります。</p> |
| No. 8 | Q | 「複数の役員」とありますが、指導者1名のみで様々な役職を兼ねて運営している場合は対象外となりますか？   |
|       | A | <p>安定した運営を行うため、複数の方が関わることを推奨しています。ただし、やむを得ず指導者が単独で管理・運営している場合であっても、直ちに認定の対象外とするものではありません。</p> <p>将来的に、運営に関わるスタッフの確保に努めていただくようお願いします。</p>   |
| No. 9 | Q | 規約（会則）等を整備していない団体でも申請できますか？  |
|       | A | 安定した運営を行う団体であるかを確認する必要があることから、規約（会則）等の提出を認定要件として定めています。規約（会則）等が整備されていない場合は、認定を受けることはできません。   |

## 【認定制度について】

|         |   |   |
|---------|---|---|
| No. 1 0 | Q | 市が主催する指導者研修はいつ頃を予定していますか？   |
|         | A | <p>日程は未定ですが、開催日の1か月前にはお知らせいたします。</p> <p>参加費の負担はありません。</p> <p>中学校段階の生徒とのコミュニケーション、配慮事項等についての研修を予定しています。</p> <p>指導者など1名以上の出席をお願いします。</p> <p>なお、出席されない場合は、認定要件を満たさないと判断され、認定の取消や補助金の支給対象外となる場合があります。</p>               |
| No. 1 1 | Q | 認定地域クラブ活動の活動時間の考え方を教えてください。   |
|         | A | <p>平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度を上限とし、週2日以上不休養日を設定し、週11時間程度の範囲内としてください。</p> <p>(休日のみが活動日の場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定してください。)</p>   |
| No. 1 2 | Q | スポーツ安全保険等について、個人の保険等でも問題ありませんか？   |
|         | A | <p>必ずクラブとして、スポーツ安全保険等に加入してください。</p> <p>個人の保険内容(補償額や適用範囲)は人によって異なり、「対人・対物賠償」が十分にカバーされない場合があります、万が一の事故の際、指導者や運営団体は「安全配慮義務」を問われる可能性があります。</p> <p>クラブとして共通の団体保険に加入することで、全参加者に一律の補償を確保し、クラブとしての管理責任を果たすことにつながると考えます。</p> |

## 【申請手続きについて】

|         |   |  |
|---------|---|--|
| No. 1 3 | Q | 電子申請以外でも申請できますか？   |
|         | A | <p>原則として、電子申請でお願いしております。</p> <p>書類の授受を含む申請手続き全般の効率化を図るためです。</p> <p>ただし、電子申請が困難な場合は、お手数ですが事前に学校教育課部活動地域展開担当(84-7433)にご連絡ください。ご連絡いただいた上で、直接窓口(市役所第2庁舎1階)でご提出いただくことも可能です。</p> |

## 【補助金について】

|         |   |   |
|---------|---|---|
| No. 1 4 | Q | この補助金の趣旨は何ですか？  |
|         | A | 本補助金は、スポーツ庁および文化庁の補助金を活用し、認定地域クラブ活動が安定して運営できるための基盤整備と、参加する生徒や保護者の負担軽減を図ることを目的としています。  |
| No. 1 5 | Q | 補助金の概算払いは可能でしょうか？   |
|         | A | 交付の性質上、使途や金額が確定したものを審査するため、精算払いとなります。   |
| No. 1 6 | Q | この補助金の受付は先着順ですか？  |
|         | A | 先着順ではありません。<br>申請期日の令和8年4月20日までに提出されたすべての申請団体を対象に審査を行い、決定いたします。<br>なお、申請団体が多数の場合は、予算の範囲内で各団体への補助金額を按分等により調整させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。                                       |
| No. 1 7 | Q | 日々の活動について、記録する必要がありますか？   |
|         | A | 特に実績報告で必要となる月別活動報告書（様式第11号）、月別参加会員（生徒）報告書（様式第12号）等については、活動日ごとに記録していただくこととなります。補助対象期間である令和8年4月から令和9年3月までの活動については、必ず記録をお願いします。  |
| No. 1 8 | Q | 小学生や高校生等も一緒に活動している場合、中学生分として補助対象経費を区分する必要がありますか？  |
|         | A | 補助対象となる経費については、原則として市内の中学生参加者に関する経費のみです。<br>中学生と他学年で区分できる経費（保険料など）は、中学生分のみが補助対象となります。<br>区分が困難な共通経費は、参加人数比など合理的な基準で按分し、積算根拠を明確にしてください。<br>収支予算書および決算書には、市内の中学生分に関する経費を記載してください。 |

## 【補助金について】

|        |   |   |
|--------|---|---|
| No. 19 | Q | 実績報告の際に、事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料が必要になっていますが、どのような理由でしょうか？  |
|        | A | 国（スポーツ庁・文化庁）への成果報告の際に、提出いただいた写真等を活用する場合があるほか、補助金の適正な執行を確認するための記録としても活用します。<br>また、活動事例の紹介や広報活動に活用する場合がありますので、活動の様子がわかる写真や記録をできる限り保存していただきますようお願いします。 |
| No. 20 | Q | 実績報告の際に、補助対象経費の内容を明らかにした領収書等が必要となっておりますが、どのような要件を満たしていればよいですか？  |
|        | A | 購入日（補助対象期間内）・購入者名・支払金額・購入品目（詳細）・発行者名等が記載され、税抜金額と消費税額が区別されている書類です。単に「お品代等」と書かれたものではなく、対象品目と数量が明記された明細付きのものをお願いします。                                   |

## 【認定制度・補助制度について】

|        |   |   |
|--------|---|---|
| No. 21 | Q | 令和9年度も認定制度・補助制度は継続されますか？  |
|        | A | 具体的な期間については現段階でお示しできませんが、令和8年度は国の補助金等を活用した初めての試みであるため、その実施状況を検証し、令和9年度以降の制度内容を検討してまいります。令和9年度以降の制度詳細につきましては、令和8年度中に改めてご案内いたします。 |

ご不明な点は、お気軽にご相談ください。